

滝沢村次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 平成27年度を始期とする次期総合計画の策定のため、庁議運営規程（平成19年滝沢村訓令第4号）第9条の規定に基づき、プロジェクトチームを設置する。

(名称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、滝沢村次期総合計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次期総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 次期総合計画の基本計画の策定に関すること。
- (3) 次期総合計画と庁内で策定される各種計画との調整に関すること。
- (4) その他村長が特に必要と認めること。

(組織)

第4条 チームの構成は、企画総務部長及び課等の長とする。

- 2 チームにリーダーを置く。
- 3 リーダーは、企画総務部長をもって充て、チームを総括する。
- 4 リーダーを補佐させるため、チームにサブリーダーを置くことができる。
- 5 チームのメンバーは、村長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第5条 リーダーは、必要に応じてチームの会議を招集し、その議長となる。

- 2 リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 リーダーは、必要と認めるときは、会議にチームのメンバー以外の出席を求めることができる。

(メンバーの責務)

第7条 各メンバーは、チームで合意された役割について、所属部署内で方針及び方向性を確認し、具現化に協力するものとする。

- 2 リーダーは、庁議に対して随時チームの事務及び検討事項の進捗状況を報告し、随時必要な指示及び助言を受けた上でチームに報告するものとする。

(作業班)

第8条 チーム内部に専門的な調査研究を行うため、作業班を置くことができる。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、企画総務課において処理する。

(設置の期間)

第10条 チームの設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、企画総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。